

「子どもの保健 第3版」

正誤表

この度は、上記書籍を購入いただきまして誠に有難うございます。
本書に以下の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

2013年3月
診断と治療社 編集部

訂正箇所	誤	正
p.186 表 14-3 表中 「百日咳」の項	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで、 <u>耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</u>	・左〔誤〕欄の下線部削除 ↓ 特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
p.186 表 14-3 表中 「流行性耳下腺炎」の項	耳下腺の腫脹が消失するまで	・上〔誤〕欄の下線部に差し替え ↓ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
p.193 1行目	についてロタウイルス胃腸炎に対する… …	・以下下線部追加 ↓ について <u>公費助成が行われた</u> 、ロタウイルスに対する……
p.193 4行目	公費助成が行われた。	・左〔誤〕欄の文削除

上記の表 14-3 は正誤表を印刷の上、以下を本書該当ページに貼り付けてご使用くださいますようお願いいたします。

表 14-3 出席停止の期間の基準

第一種の感染症	治癒するまで
第二種の感染症 (結核および髄膜炎菌髄膜炎を除く)	次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
・インフルエンザ (鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児にあっては、3日を経過するまで)
・百日咳	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・風疹	発疹が消失するまで
・水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
・咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種の感染症 および結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで